

2 市場食品検査課

(1) 監視指導

営業施設の監視指導件数は 1,863 件であった。通常の監視指導に加えて、「せり」前の食品の収去検査、営業施設等の監視指導を行うため、午前 4 時からの早朝勤務を 39 日(延人員 44 名)実施した。また、令和 3 年 6 月の法改正をうけ、市場内の各事業者に対して HACCP に沿った衛生管理推進のための助言・指導を実施している。

| 業 種 | | 施 設 数 | 実施延監視回数 |
|------------------|---------------------------|-------|---------|
| 許 可 業 種 | 飲 食 店 営 業 | 2 | 43 |
| | 食 肉 販 売 業 | 2 | 74 |
| | 魚 介 類 販 売 業 | 35 | 772 |
| | 魚 介 類 せ り 売 り 営 業 | 2 | 148 |
| | 食 品 の 冷 凍 又 は 冷 蔵 業 | 1 | 2 |
| | そ う ざ い 製 造 業 | 10 | 139 |
| | 食 品 の 小 分 け 業 | 2 | 9 |
| | 調 理 の 機 能 を 有 す る 自 販 機 等 | 5 | 5 |
| 小 計 | | 59 | 1,192 |
| 届 出 業 種 | 食 品 製 造 業 | 3 | 37 |
| | 野 菜 果 物 販 売 業 | 20 | 388 |
| | 乳 類 販 売 業 | 6 | 8 |
| | 氷 雪 販 売 業 | 1 | 0 |
| | 食 品 販 売 業 (上 記 以 外) | 12 | 238 |
| 小 計 | | 42 | 671 |
| 合 計 | | 101 | 1,863 |

(2) 食品等の試験検査

食品等の試験検査(設備・器具等の拭き取り検査含む。)を行い、微生物学的検査、理化学的検査(放射性物質含む)等合わせて 476 検体、9,536 項目の検査を実施した。

ア 収去検査

食品の収去検査は 237 検体、9,058 項目の試験検査を実施した。

なお、残留農薬、食品添加物の一部、放射性物質等の検査計 63 検体は県保健研究センターへ依頼した。

令和5年度 奈良県食品衛生検査所 事業概要

令和5年度 収去検査数

検査機関:保健研究センター

| 食品分類 | 収去検体数 | 法令基準違反 検体数 | 検査項目数 合計 | 検査項目 | | | | | | | |
|----------|-------|---------------|-------------|-------|-------|----------------------|-------|--------------|----|-----------------|----------------|
| | | | | 過酸化水素 | イマザリル | オルト フェニル フェノール | ジフェニル | チアベンダ ゾール | 水銀 | 残留農薬 (150項目) | 放射性物質 (2物質) |
| 鮮魚介類 ※1 | 8 | | 8 | | | | | | 8 | | |
| 魚介加工品 ※2 | 1 | | 1 | 1 | | | | | | | |
| 菓子 | | | | | | | | | | | |
| 果物 ※3 | 4 | | 616 | | 4 | 4 | 4 | 4 | | 600 | |
| 野菜 | 50 | 1 | 7,572 | | | | | | | 7,500 | 72 |
| 合計 | 63 | 1 | 8,197 | 1 | 4 | 4 | 4 | 4 | 8 | 8,100 | 72 |

※1: 近海産鮮魚(サンマ、アジ等) 及び 生食用貝類(ホタテ貝柱、輸入赤貝等)

※2: しらす類の過酸化水素

※3: 輸入かんきつ

イ 収去検査以外の検査

中央卸売市場内の営業施設の設備・器具等の拭き取り検査を、239 検体(478 項目)について実施した。検査の結果、まな板 9 検体、冷蔵庫の取っ手 3 検体、ザル 1 検体から黄色ブドウ球菌が検出され、営業者及び従事者に対して食品の衛生的な取扱指導を行った。

| 検査区分 | 検体数 | 合計 | 検査項目 | |
|----------|-----|-----|------|---------|
| | | | 大腸菌群 | 黄色ブドウ球菌 |
| 器具等の拭き取り | 239 | 478 | 239 | 239 |

(3) 違反食品、県衛生管理指標不適合食品

収去検査等の結果、残留農薬の規格基準に適合しない食品が 1 検体あり、出荷先自治体へ通報した。その他、県衛生管理指標※に適合しない食品が 5 件あり、当該食品取扱事業者に対し、食品の衛生的な取扱い及び衛生管理について指導した。

規格基準不適合

| 収去月日 | 分類 | 不適事項 |
|-------|-----|------|
| 10月3日 | みつば | 残留農薬 |

奈良県衛生管理指標不適合

| 収去月日 | 分類 | 不適事項 |
|-------|----|-------|
| 5月8日 | 豆腐 | 細菌数超過 |
| 7月10日 | 麺類 | 大腸菌群 |
| 7月24日 | 麺類 | 大腸菌群 |
| 〃 | 〃 | 大腸菌群 |
| 〃 | 〃 | 大腸菌群 |

※県衛生管理指標

食品衛生法の改正及び HACCP の制度化にともない、衛生規範が廃止されたことにより県指導基準も廃止し、あらためて食品等事業者の自主衛生管理推進のため県衛生管理指標が設けられた。

(4) 苦情・相談

苦情及び相談件数は 10 件であった。

その内訳は、衛生的取扱いに関する相談が 5 件、検査に関する相談が 3 件、食品の変質、異物の付着及び混入(寄生虫含む)等の相談が 2 件であった。

(5) その他**ア 貝毒情報による監視**

春先から下痢性又は麻痺性の貝毒による毒化が見られるため、農林水産省、厚生労働省及び都道府県(主に、貝の生産地を有する県等)からの貝毒情報(麻痺性貝毒、下痢性貝毒が規制値を越えたことによる出荷自主規制措置の発令、解除の状況)の提供があり、当該情報に基づき監視を行った。アサリ、ホタテ、カキ等について各方面より情報があつた。

イ 一斉取締り及び予防啓発

食品・添加物等の夏期一斉取締り(7月1日～8月31日)及び年末一斉取締り(12月1日～30日)を実施した。

なお、夏期一斉取締りについては、8月1日～31日を食品衛生月間行事として、市場内食品関係事業者の巡回指導強化に加え、食品衛生に関して注意を喚起する横断幕を設置し、食の安全安心啓発に努めた。

ウ 講習会等の開催

市場協会主催のイベント「夏休みチビッ子市場探検」において、一般参加者に対し食品衛生の啓発コーナーを担当し、食中毒予防を中心に説明した。

| 開催日 | 場所 | 名称 | 延べ人数 |
|-------|------------|--------------------------------|------|
| 7月22日 | 管理棟見学者コーナー | 「夏休みチビッ子市場探検」参加者 食品衛生啓発コーナー | 80 |